

計量法の目的と制度の体系

①計量の基準の設定

2章 計量単位

国際単位系（SI単位）の確立。

8章 計量標準

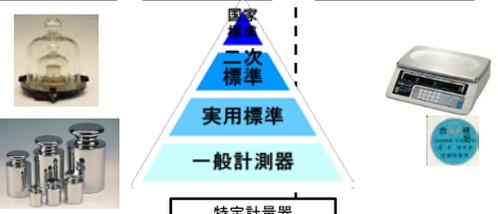
計量法
トレーサビリティ制度
(任意)

計量単位

物質の状態の量(長さ、質量、時間等)について、法定計量単位(メートル、キログラム、秒等)以外の単位は、取引又は証明に用いてはならない。
(※)国際度量衡総会で採択された国際単位系(SI単位)等を採用

計量標準

大臣が国家計量標準(キログラム原器等)を指定。産総研等は、校正事業者が校正サービスに利用する二次標準器の校正を行う。校正事業者は、民間企業が利用する計量器の校正サービスを行うことにより、広範な計量器の精度の向上に寄与している。



- 有効期間のある特定計量器
水道メーター(8年)、ガスメーター(10年)、燃料油メーター(7年)等
- 有効期間のない特定計量器
圧力計、温度計、浮ひょう等
- 装置検査(1年)の受検義務のある特定計量器
タクシメーター
- 定期検査(2年等)の受検義務のある特定計量器
非自動はかり、分銅、おもり、皮革面積計
- 譲渡等制限を受ける特定計量器【検定の受検義務あり】
体温計、血圧計
- 家庭用特定計量器【自己適合宣言】
体重計、乳幼児用体重計、調理用はかり

②適正な計量の実施の確保

3章 適正な計量の実施

消費者保護を目的とする商品量目制度のほか、使用者による検定期検査の受検義務を規定

商品量目制度

生活関連物資で計量取引される可能性の高い特定商品(米、野菜、魚、肉類、調味料など)を法定計量単位により示して販売するときは、量目公差(許容誤差)を超えないように計量して販売しなければならない。
また、一定の特定商品を密封して販売するものには内容量の表記義務あり。

特定計量器を取引・証明に用いる場合に検定を受ける義務

特定計量器を取引・証明に用いる場合には、使用者が、都道府県等による検定を受けなければならない。

定期検査

非自動はかり等を取引・証明における計量に用いる場合には、使用者が、都道府県、特定市による定期検査(使用中検査)を受けなければならない。
定期検査の周期は2年。指定定期検査機関による検査や、計量士による代検も認められている。

4章 正確な特定計量器等の供給

製造・修理・販売事業者に届出義務を規定。
また、譲渡制限、家庭用などの特別な特定計量器に関して規定

製造事業者の届出

特定計量器の製造事業者は経済産業大臣(都道府県経由)に届け出なければならない。

修理事業者の届出

特定計量器の修理事業者は都道府県に届け出なければならない。

販売事業者の届出

非自動はかり等の販売事業者は都道府県に届け出なければならない。

特殊容器製造事業

検定の規定

譲渡等制限特定計量器の検定を受ける義務

体温計、血圧計の製造、修理、輸入事業者は、**検定証印**等が付したものでなければ譲渡等をしてはならない。

家庭用特定計量器の基準適合義務

体重計、乳幼児用体重計、調理用はかりの製造、輸入事業者は、技術基準に適合し、計量器に以下の表示を付さなければならない(自己適合宣言)。
販売事業者は以下の表示がないものを販売してはならない。

5章 検定等

都道府県等による検定、産総研等による型式承認、経産大臣が指定する指定製造事業者(自社検定)について規定

検定

特定計量器を取引・証明における計量に用いる場合には、使用者が、都道府県等による**検定**を受けなければならない。

装置検査

装置用計量器(タクシメーター)は**装置検査**(タクシーに装置した状態で検査)を行う

型式承認

産総研等による型式承認を受けた特定計量器については、**構造検査**は合格となる。
この場合でも、都道府県等による**器差検定**を受けなければならない。

指定製造事業者

優れた品質管理能力を有するものとして、経産大臣により指定製造事業者の指定を受けた場合、**自社検定**を行うことができる(検定不要)。

検定の合格条件

- ①構造(表記・材質・性能)が技術基準に適合すること
- ②器差が検定公差を超えないこと

基準器検査

産総研、都道府県等が、検定・定期検査に使用する基準器(分銅、基準タンク等)の精度を確認する。

指定検定機関

6章 計量証明事業

計量証明事業者の都道府県への登録義務を規定

計量証明事業

計量証明事業者(※)は都道府県に登録しなければならない。
(※)一般計量証明(質量等)と環境計量証明(濃度、振動等)がある。
また、登録にあつて**計量士**の必置義務や必要な機材を整備する義務が課せられている。

計量証明検査

特定計量証明事業

環境計量証明事業者のうち、ダイオキシン等の極微量物質の計量証明を行う場合は、NITEの認定が必要。

特定計量証明認定機関

7章 適正な計量管理

民間による自主的な計量器管理の推進

計量士

計量士には、一般、環境(濃度、騒音・振動)の3種類がある。
計量士になるためには以下の2種類の方法がある。
①計量士国家試験に合格し、実務経験を有する者
②産総研計量研修センターの講習を終了し、実務経験を有し、計量行政審議会が①と同等の学識経験を有すると認めた者

適正計量管理事業所

適正な計量管理を行う事業所として都道府県、特定市が指定。**計量士**による計量管理を前提として、非自動はかり等の定期検査を免除。

9章 雑則 10章 罰則

経産大臣、都道府県、特定市による製造事業者等への報告徴収、立入検査
計量行政審議会への諮問
聴聞・不服審査等の規定あり。

③経済の発展及び文化の向上に寄与